

資料（優先入所評価基準）

## 資料

**優先入所第一次評価基準** 「足立区特別養護老人ホーム入所調整運営要領」による

## 1 介護認定

個別的状況	点数
要介護5	10
4	9
3	8
2	4
1	2

## 2 介護者の状況（複数に該当する場合、最も点数の高い項目でみる）

個別的状況	点数
本人には同居者がいない。	6
介護者に、病気（注1）や障がい等（注2）がある。	
介護者は、一人で本人を含め2人以上の障がい等がある方を介護している。	
介護者は、75歳以上である。	5
介護者は、週平均40時間以上勤務をしている。	
介護者は、65歳以上74歳以下である。	4
介護者は、週平均20時間以上40時間未満勤務をしている。	
介護者は、12歳以下（中学校入学前）の子どもを育児中である。	
介護のために仕事を退職した。	2
＊その他に記載がある場合 その他の記述及び裏面特記事項の内容から判断し評価採点する。 ・介護者が未成年である。…1点 ・介護のために退学した。…3点 ・その他、意見書から介護者の状況を判断し、個別的状況の内容を鑑み、妥当と思われる点数をつける。	

（注1）「病気」とは長期の入院中、又は進行性・慢性疾患等のため定期的な通院を余儀なくされており、介護ができない状態をいう。

（注2）「障がい等」とは要支援1以上、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病等の医療証の交付を受けている場合をいう。

## 3 認知症の周辺症状

個別的状況	点数
3項目以上該当	3
2項目該当	2
1項目該当	1
該当なし	0

※ 医療機器の使用、病気については評価しない。

資料（優先入所評価基準）

## 4 住まいの状況

個別的状況	点数
住居（グループホーム及びケアハウスを含む。）から立ち退きを迫られている。	3
入院中・入所中であるが、住居を引き払った又は処分したことにより戻る家がない。	
有料老人ホーム等に入所中であるが、経済的理由で退所予定である。	2
部屋または家が2階以上にあるが、エレベーター等の昇降手段がない。	1
介護上の問題から住宅改修が必要だが、家主の承諾が得られない又は敷地が狭小等の理由で改修できない。	
介護上の問題から住宅改修が必要だが、経済的な理由で改修できない。	
住宅に介護上の問題はない。	0

## 5 区外申込者増要因

個別的状況	点数
区外申込者（葛飾区からの申込者を除く。）	- 8
葛飾区からの申込者	- 2
合 計	2 2

**優先入所第二次評価基準** 「足立区特別養護老人ホーム優先入所第二次評価基準取扱指針」による

※ 第一次評定において算定された点数に加点する

	あてはまる内容	加算する点数
ア	足立区から区外養護老人ホームに措置されたために住所が区外（葛飾区を除く。以下この表において同じ。）になった場合	8点
イ	足立区から葛飾区の養護老人ホームに措置されたために住所が葛飾区になった場合	2点
ウ	長期に足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、区外の親族等に引き取られた場合 長期に足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を区外の親族宅にした場合	8点
エ	長期に足立区内に居住していて、主な介護者が死亡等ではなくなったため、葛飾区の親族等に引き取られた場合 長期に足立区内に居住していて、介護老人保健施設、病院に入所し自宅を引き払ったが、足立区に親族がなく、やむを得ず住所を葛飾区の親族宅にした場合	2点



## 資料（優先入所評価基準）

オ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、グループホームに入所している場合	1点
カ	老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している場合	-8点
キ	介護老人保健施設、病院、介護療養型施設、グループホームへの入所若しくはショートステイの長期利用が1年以上経過している、又はこれらを1年以上転々としている場合	1点
ク	在宅サービス利用率が90%以上の場合	1点
ケ	その他早期入所が必要と思われる場合	1～3点

**重要事項**

- (1) 入所申込書に虚偽の記載があった場合は、入所できません。
- (2) 申込書の記載内容を確認するため、勤務先や通院先などがわかる資料の提示をお願いする場合があります。

資料（高齢者等実態調査の概要）

**高齢者等実態調査の概要**

足立区の高齢者等の実態、介護事業所の状況把握のため、令和元年12月から令和2年2月にかけて、以下の9種類の調査を実施した。

	調査票	実施時期	対象者	今回			前回		
				発送数	回収数	回収率	発送数	回収数	回収率
区民対象調査	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和元年12月16日～令和2年1月17日	65歳以上一般高齢者及び要支援認定者	7,500	4,103	54.7%	6,000	3,407	56.8%
	②高齢者単身世帯実態調査		75歳以上単身高齢者	2,500	1,353	54.1%	2,000	929	46.5%
	③要介護認定者実態調査		要介護1～5の認定者	5,000	2,637	52.7%	4,000	2,069	51.7%
	④在宅介護実態調査	令和元年12月～令和2年2月	在宅生活中の要支援・要介護認定者（期間中に認定の更新を行った者）※聞き取り調査	942	688	73.0%	800	625	78.1%
事業所対象調査	⑤介護保険在宅サービス事業所実態調査	令和元年12月16日～令和2年1月17日	在宅サービス提供事業者	738	449	60.8%	713	471	66.1%
	⑥居宅介護支援事業所実態調査		居宅介護支援事業所	219	156	71.2%	231	169	73.2%
	⑦介護保険施設実態調査		介護保険施設	44	36	81.8%	42	30	71.4%
	⑧有料老人ホーム施設実態調査		有料老人ホーム施設	45	19	42.2%	42	23	54.8%
	⑨サービス付き高齢者住宅実態調査		サービス付き高齢者向け住宅	36	22	61.1%	34	24	70.6%

足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画  
令和6年度～令和8年度

令和6年3月 発行

発 行 足立区

編 集 足立区 福祉部 高齢者施策推進室  
高齢福祉課  
地域包括ケア推進課  
介護保険課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話：03-3880-5111（代表）





令和 6 年 3 月



足立区